

# 私立学校特別支援教育教育費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1 県は、私立学校における心身障害児教育の振興を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資するため、特別支援教育に係る経常的経費について、当該私立学校を設置する者に対し、予算の範囲内において私立学校特別支援教育教育費補助金（以下「特別支援教育補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (用語の定義)

第2 この要綱において「私立学校」とは、当該年度の4月1日において現に存する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する私立の幼稚園（学校法人立に限る。）及び特別支援学校（学校法人立に限る。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する私立の幼保連携型認定こども園（学校法人立に限る。）で、「2人以上」の障害児を在学又は就園させているものをいう。（幼稚園及び幼保連携型認定こども園については、在学する幼児の在籍園児数が80人未満の場合は在学する障害児が「1人」であっても対象とする。）

2 この要綱において「障害児」とは、特別支援学校にあっては、当該年度の5月1日現在において現に在学している生徒、幼稚園にあっては同日現在において現に就園している幼児、こども園として認定（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項又は同条第3項に規定する認定。以下同じ。）を受けた幼稚園及び幼保連携型認定こども園にあっては同日現在において現に就園しており、支給認定（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項に規定する認定。以下同じ。）の状況が別表1に定める補助対象である幼児で、公的機関等の判定書又は公的医療機関等の診断書等に基づき、知事が心身障害児と認めた者をいう。

## (補助事業者の責務)

第3 特別支援教育補助金の交付を受けた者は、この要綱の趣旨を十分に認識し、障害児の教育内容の向上に努めるとともに、学校運営に当たっては、常に長期的な配慮を行い、合理的な運営によって保護者負担の軽減に努めなければならない。

## (補助対象経費)

第4 特別支援教育補助金の補助対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 人件費（役員報酬及び退職金を除く。）
- (2) 教育研究経費、管理経費
- (3) 設備費（教育研究用機器備品及び図書に限る。）

## (特別支援教育補助金の額)

第5 特別支援教育補助金の額は、別表2に定める額に、当該年度の5月1日現在の障害児の人数を乗じて得た額以内とする。

## (特別支援教育補助金の減額等)

第6 知事は、私立学校を設置する者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5の規定により算出した補助金額の全部又は一部を減額することがある。

- (1) 役員、教職員及び生徒間等において、訴訟その他の紛争があり、適正な学校運営が期しがたいとき。
- (2) 銀行取引停止処分を受けるなど、財政事情が極度にひっ迫しているとき。
- (3) 法令の規定若しくは法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反したとき。
- (4) 国、県及び他の地方公共団体又は日本私立学校振興・共済事業団からの補助金又は貸付金に係る条件等に違反し、その返還を請求されたとき。
- (5) 公租公課、日本私立学校振興・共済事業団若しくは県のあっせんに係る金融機関の借入金返済又は公益社団法人宮城県私学退職金社団、一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会退職手当資金給付事業若しくは日本私立学校振興・共済事業団の納付金を相当期間滞納しているとき。
- (6) 特別支援教育補助金に係る報告又は届出について、その期限を著しく遅延したとき。
- (7) 特別支援教育補助金の申請書等に不実の記載をしたとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特別支援教育補助金の交付目的若しくは交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(交付の申請)

第7 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出部数は1部、その提出期限は知事が別に定める日とする。

第8 規則第3条第2項の規定により申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、第4号及び第5号は、幼稚園及び幼保連携型認定こども園に係る申請のみ、第6号は、こども園として認定を受けた幼稚園及び幼保連携型認定こども園に係る申請のみに適用する。

- (1) 理由書（保護者負担の軽減策を含め、具体的に記載すること。）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書（学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）による収支予算書及びこれに附属する収支内訳表）
- (4) 心身障害児調書
- (5) 心身障害の程度等を証する書面（公的機関等の判定書又は公的医療機関等の診断書の写し等）
- (6) 障害児の支給認定の状況を証する書面（支給認定証又は支給認定通知書の写し等）
- (7) その他知事が定める書類

(交付の条件)

第9 補助事業の内容の変更又は人件費、教育研究経費及び管理経費若しくは設備費の配分の変更をしようとするときは、別記様式第2号により知事の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書（以下「報告書」という。）の様式は、別記様式第3号によるものとし、その提出部数は1部とする。

第11 規則第12条第1項の規定により報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業実績内訳表
- (2) 支出計算書
- (3) 補助事業により取得した財産で、1個又は1組の取得価額が10万円以上の設備については、契約書及び領収書の写し
- (4) その他知事が定める書類

(特別支援教育補助金の交付方法)

第12 特別支援教育補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は補助事業遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することがある。

2 概算払で交付を受けようとする者は、別記様式第4号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(決定の取消等)

第13 知事は、規則第16条第1項の規定により、特別支援教育補助金の交付の決定を受けた者が第6の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき特別支援教育補助金の額の確定があった後においても適用することがある。

(特別支援教育補助金の返還)

第14 知事は、特別支援教育補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に特別支援教育補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、特別支援教育補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える特別支援教育補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第15 規則第21条第2号の規定により処分の制限を受ける財産は、1個又は1組の取得価額が50万円以上のものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第16 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

附 則

1 この要綱は、昭和57年8月11日から施行し、昭和57年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該予算にも適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年7月17日から施行し、この要綱による改正後の私立学校特殊教育教育費補助金交付要綱の規定は、昭和60年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年8月23日から施行し、この要綱による改正後の私立学校特殊教育教育費補助金交付要綱の規定は、平成2年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年10月2日から施行し、この要綱による改正後の私立学校特殊教育教育費補助金交付要綱の規定は、平成4年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年1月25日から施行し、この要綱による改正後の私立学校特殊教育教育費補助金交付要綱の規定は、平成6年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年3月1日から施行し、この要綱による改正後の私立学校特殊教育教育費補助金交付要綱の規定は、平成6年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年5月28日から施行し、この要綱による改正後の私立学校特殊教育教育費補助金交付要綱の規定は、平成11年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年10月4日から施行し、平成13年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年7月1日から施行し、平成15年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年6月10日から施行し、平成16年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年11月21日から施行し、平成19年度予算に係る特別支援教育補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年8月21日から施行し、平成26年度予算に係る特別支援教育補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年11月27日から施行し、平成27年度予算に係る特別支援教育補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年12月2日から施行し、平成28年度予算に係る特別支援教育補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年11月22日から施行し、平成29年度予算に係る特別支援教育補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年11月12日から施行し、平成30年度予算に係る特別支援教育補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年2月1日から施行し、平成30年度予算に係る特別支援教育補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年11月7日から施行し、令和元年度予算に係る特別支援教育補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月7日から施行し、令和2年度予算に係る特別支援教育補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る特別支援教育補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月5日から施行し、令和3年度予算に係る特別支援教育補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月7日から施行し、令和4年度予算に係る特別支援教育補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月21日から施行し、令和5年度予算に係る特別支援教育補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年9月27日から施行し、令和6年度予算に係る特別支援教育補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表1（要綱第2関係）

（ ○：補助対象　－：補助対象外 ）

認定	子ども園の種類	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
幼保連携型	旧接続型	○	○	－
	旧並列型	○	－	－
	平成27年4月1日 以降に設置認可を 受けた園	○	－	－
幼稚園型	単独型	○	○	
	接続型	○	○	－
	並列型	○	○	－

別表2（要綱第5関係）

校種	補助単価
特別支援学校	1,590,588円
幼稚園及び幼保連携型認定こども園	784,000円